

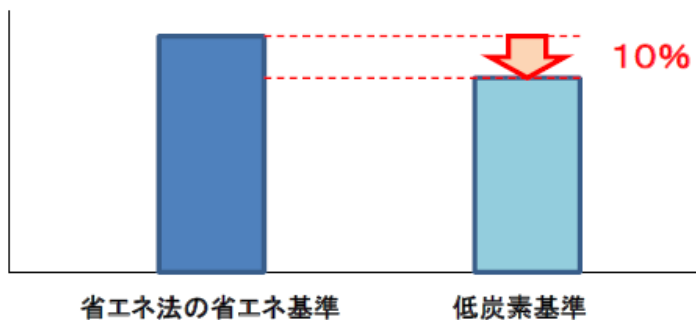
低炭素建築物認定基準について

■水栓に関連する項目

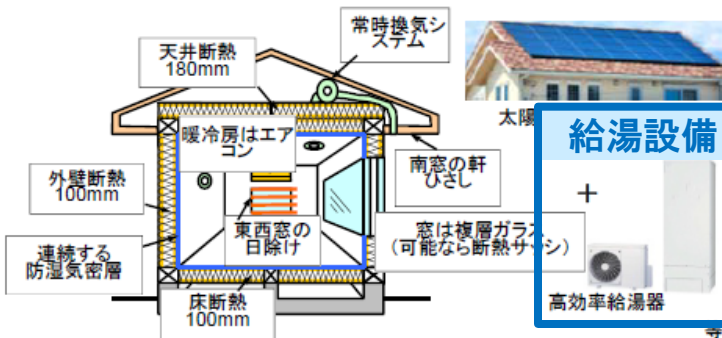
- 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が△10%以上となること。
- その他の低炭素化に資する措置が講じられていること。

定量的評価項目(必須項目)

- 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が△10%以上となること。(※)



<戸建住宅イメージ>



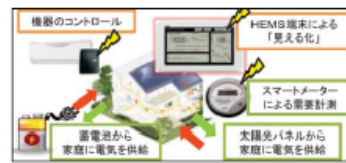
「給湯設備」の省エネ手段として
節湯水栓(A1, B1, C1)が対象

選択的項目

省エネルギー性に関する基準では考慮されない、以下に掲げる低炭素化に資する措置等のうち、一定以上を講じていること。

- HEMSの導入

エネルギー使用量の「見える化」などにより居住者の低炭素化に資する行動を促進する取組を行っている。



節水に関する取組み

節水型機器の採用や雨水の利用など節水に資する取組を行っている。



- 木材の利用

木材などの低炭素化に資する材料を利用している。



- ヒートアイランド対策

敷地や屋上、壁面の緑化などヒートアイランド抑制に資する取組を行っている。



「節水に関する取組み」の中の
1つの項目として節水水栓が対象